

令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支え、地域経済活性化及び市民・事業者のデジタル化促進を目的として、市内在住者を対象としたプレミアムデジタル商品券を発行いたします。本要領では、「令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券」の発行・運営業務を行う事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務

(2) 業務の内容

別添資料「令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託仕様書」のとおり。なお、別添資料は、この業務の業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された参加者から提出された企画提案をもとに双方協議の上、一部変更することがあるものとします。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 概算予算額

プレミアム分	2,400,000,000円
業務委託分	553,322,000円（消費税及び地方消費税を含む）
合計	2,953,322,000円

(5) 委託料の支払いについて

プレミアム分の必要額についてはプレミアムデジタル商品券の利用状況により変動が見込まれることから、契約では受注者は発注者と協議して商品券の販売実績を発注者に報告し、発注者は報告に基づき販売口数に600円を乗じた額を受注者に支払うものとします。

(6) 未利用の商品券について

販売済のデジタル商品券に未利用分が生じた場合は、販売済未利用額（本体分及びプレミアム分）を市に納付するものとします。

3 参加資格要件及び失格事由

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、単独の法人または任意に結成された2者以上の共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

2者以上の共同企業体の場合、全ての構成員が次に掲げる要件の全てを満たすものとします。本件プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合、別に参加する共同企業体の構成員となることはできません。また、共同企業体として参加する場合、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできません。なお、参加意向申出書の提出以降は、原則として企業体の構成員の変更はできません。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託共同企業体取扱要綱」で確認してください。

ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種

目「99 その他」に登録されている者、または参加意向申出書提出時点で登録申請中である者。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない、または更生手続中ではない者。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない、または再生手続中ではない者。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない、または破産手続中ではない者。
- オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- カ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等または暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項または第2項の規定に違反しない者。
- ケ 国税及び地方税を滞納していない者。

(2) 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- ア 企画提案書が提出期限に提出されなかった場合。
- イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- ウ 他の参加者の協力者となった場合。
- エ 企画提案書の提出後に本実施要領「参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- オ 企画提案説明会・審査会（令和8年3月17日開催予定）時点で、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されていない場合で、登録申請中でない場合。
- カ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

4 公募のスケジュール（予定）

- (1) 公告・募集要領の公表
令和8年2月20日（金）
- (2) 参加意向申出書等（「5 参加に係る書類の提出」に記載の書類）の受付及び質問の受付
令和8年2月20日（金）～令和8年3月2日（月）午後5時
- (3) 参加資格要件の確認結果通知・質問の回答
令和8年3月4日（水）
- (4) 企画提案書提出期限
令和8年3月12日（木）午後5時
- (5) 企画提案説明会・審査会
令和8年3月17日（火）
- (6) 審査結果の通知
令和8年3月19日（木）（予定）

5 参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してください。

- (1) 提出方法
郵送、宅配便または持参によるものとします。郵送、宅配便の場合は書留郵便等配達の間

を確認できる方法とし、提出期間に到着するようにしてください。持参の場合は、事前に電話で連絡をした上で、提出期限までの平日午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く）に「11 担当部署」へ提出してください。

(2) 提出期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月2日（月）午後5時必着

(3) 提出先

「11 担当部署」に同じ

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（単独の法人の場合は様式第1号-1、共同企業体の場合は様式第1号-2）

イ 業務実施体制・主な事業実績（兼 資格要件確認書）（様式第2号）

ウ 提案者概要（会社概要等）（任意様式）

※イ、ウについては、審査時の資料としても使用します。

エ 委任状（様式第3号）

オ 共同企業体協定書（様式第4号）

カ 共同企業体編成表（様式第5号）

※エ、オ、カについては、共同企業体で本件プロポーザルに参加する場合に提出してください。

キ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録申請中であることを示す書類の写し（受付通知メールの写し等）

※キについては、令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録申請中である場合のみ提出してください。

(5) 確認結果通知

参加資格要件の確認結果は、令和8年3月4日（水）に電子メールで通知します。

(6) 提出後の辞退

参加に係る書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を電子メールで提出してください。

6 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、質問書（任意様式）に質問内容を記入し、電子メールにより「11 担当部署」へ提出することとします。

※電話、口頭等電子メール以外での質問及び期限後の質問には回答いたしません。

(2) 質問の受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月2日（月）午後5時必着

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、質問者名がわからない形で一覧表に取りまとめ、令和8年3月4日（水）に全ての参加者に電子メールで送信します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

正本（紙媒体）の提出は、郵送、宅配便または持参によるものとします。郵送、宅配便の場合は書留郵便等配達の状態を確認できる方法とし、提出期限までに到着するようにしてください。持参の場合は、事前に電話で連絡をした上で、提出期限までの平日午前8時30分から午

後5時（正午から午後1時を除く）に「11 担当部署」へ提出してください。

複本（PDF形式）は、提出期限までに電子メールにより「11 担当部署」へ提出してください。

(2) 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時必着

(3) 提出先

「11 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) A4横版（A3版の折り込み可）とし、表紙を除き20ページ以内で作成してください。

(イ) 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 見積書

(ア) 様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

(イ) 金額は事務委託分に係る経費のみで計算してください（プレミアム分を合算しない）。

(ウ) 下記に掲げる費目に係るものは、全体の契約金額を超えない範囲において、その支出に要したものの単価ごとに費用を計算し代金を確定します。

a 広報にかかる経費

b 販売代金の収納に係る経費

c 利用者のアカウントを維持・管理するための経費

d 利用者のスマートフォン等でデジタル商品券の残高を管理するための経費

e 利用者及び利用店舗等へ、個々に情報提供を行うことに係る経費

f 利用店舗等に個別に送付する送付物の制作及び送付に係る経費

g コールセンター運営に係る経費

(5) 提案に含める内容

別添資料「令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運營業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載の内容を全て実施したうえで、仕様書に記載の事業目的達成に有効な施策や、利用者・利用店舗の利便性向上、デジタル商品券の安全性向上等に資する内容を独自に追加して提案してください。なお、企画提案書には、次の内容を必ず全て含めてください。

(ア) 川崎市プレミアムデジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）の運営にあたり、利用するキャッシュレス決済サービスの名称及び利用者がデジタル商品券を利用して市内店舗で商品を購入する際のフロー

※複数のキャッシュレス決済サービスを利用する場合は、全てを記載してください。

(イ) 複数のキャッシュレス決済サービスを利用する場合、一人当たりの最大購入口数を管理する方法

(ウ) 事業実施のスケジュール

(エ) 申込開始前後に短期間で広く事業を市民に向けて周知するための効果的な広報方法

(オ) 申込受付方法（家族分の申込受付方法を含む）及び申込を増やすための効果的な方策（仕様書に記載のあるものの他、対面での案内等、特にスマートフォンの利用が不慣れな方が申込をすることができるための方策）

(カ) 利用者がデジタル商品券を購入する際の決済方法

(キ) デジタル商品券を完売させるための具体的な方策（参考：令和6年度実施の川崎市プレミアムデジタル商品券事業においては、販売口数80万口に対し795,365口を販売）

(ク) 申込者が川崎市内に在住していることの確認方法及び、不正申込（重複申込、架空名義での申込等）を確認する方法

- (ケ) 利用するキャッシュレス決済サービスでの、提案書作成時点での川崎市内の利用店舗数（概数）と業種別内訳、令和8年6月下旬及び9月初旬時点の目標利用店舗数（複数のキャッシュレス決済サービスを利用する場合はキャッシュレス決済サービスごとの数値を記載）
- (コ) 利用店舗等を増やすための効果的な方策（仕様書に記載のあるものの他、デジタル機器の操作に不慣れな店舗に利用店舗登録をしてもらうための効果的な方策）
- (サ) 利用店舗等の負担（決済手数料の料率、サービス基本料が必要な場合はその額、新規加盟の際に費用が必要な場合はその額、利用店舗等で機器等の導入が必要な場合これに要する費用、売上金の振込に要する費用、有償のオプションがある場合はその内容及び費用、売上から入金までのサイクル他）
店舗との契約内容により費用負担が異なる場合は、川崎市内における標準的な金額または料率を記載してください。
- (シ) 利用店舗等がデジタル商品券で商品を販売してから、入金を受けるまでの、所要日数を含めたフロー（利用店舗の負担で早期入金が可能の場合は、その費用についても記載）
- (ス) コールセンターの体制
- (セ) スマートフォンの利用が不慣れな利用者・利用店舗に対するフォロー体制
- (ソ) 利用するキャッシュレス決済サービスの安全性、安定性等の特長及び実績
- (タ) 不正利用防止に関する方策
- (チ) 情報セキュリティ管理体制
- (ツ) 事業効果の測定方法および提供可能データの種類

(6) 提出部数

正本1部（紙媒体）、副本1部（PDF形式）。

8 選定方法及び審査基準等

(1) 選定方法

企画提案書の内容や実績、提案会でのプレゼンテーション、質疑応答について総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない提案は選考対象外となります。なお、提案者が多数の場合は提出書類により1次審査を行う場合があります。1次審査の結果は、個別に通知します。

ア 企画提案選定委員会の設置

川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者と次点者を選定します。

基準点は満点の6割とし、基準点以上の業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合及び次点者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定します。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用します。

(イ) (ア) で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用します。

イ 会議の公開

選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

(2) 企画提案説明会（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施

ア 日時：令和8年3月17日（火） ※実施時間は業者ごとに異なりますので、個別に通

知します（プレゼンテーションの順序は、参加意向申出書の提出順とします）。

イ 場所：川崎市役所会議室（個別に連絡します）

ウ 内容：企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分程度）

※提案者の数によって、時間を変更する場合があります

エ 注意点

（ア）提出以降の資料の変更、追加はできません。

（イ）インターネット環境はありません。（提案者が持参したパソコンを審査会場に備え付けのモニターにつないで資料を映写することは可能ですが、この場合でも事前に提出した資料以外を映写することはできません。）

（ウ）参加は10名以内としてください。

（エ）受託決定後に当該業務に具体的に携わる担当者が出席し、説明を行ってください。

（3）審査基準

選定委員会においては、次の基準により審査を行います。また、提出書類による1次審査を行う場合においても、次の基準により審査を行います。

ア 企画提案内容

（ア）商品券の仕様及びスケジュール

- a 事業目的、事業内容等に合致した提案か
- b 「7（5）提案に含める内容」に記載の内容がすべて提案に含まれているか
- c 市が予定しているスケジュールに対応可能か

（イ）広報

- a 申込開始前後に短期間で広く事業を市民に向けて周知するための広報方法が効果的であるか

（ウ）申込・販売及び利用

- a 申込受付方法が簡便であるか
- b 申込者数を増やすための方策は効果的か（特にスマートフォンの利用が不慣れな方が申込するための方策は適切か）
- c 家族分の申込に対応しているか
- d 申込者がデジタル商品券を購入する際の決済方法は利便性が高い方法か
- e デジタル商品券を完売させるための方策が適切であるか
- f デジタル商品券が中小事業者のみで利用可能な専用券と全体で利用可能な共通券に区分されているか
- g 利用者にとって、専用券と共通券の使い分けが簡便であるか

（エ）市内居住確認及び不正申込確認

- a 申込者が川崎市内に居住していることの確認方法が適切であるか
- b 不正申込（重複申込、架空名義での申込等）の確認方法が適切であるか

（オ）利用店舗数

- a 提案書作成時点での利用店舗数、令和8年6月下旬及び9月初旬時点の目標利用店舗数は、十分な店舗数であるか（令和6年度実施の「川崎市プレミアムデジタル商品券事業」の利用店舗の約8,000、令和4年度実施の「川崎じもと応援券（第3弾）」の利用店舗の約4,500を目安とします）
- b 利用店舗数を増やす方策が具体的かつ効果的か
- c デジタル機器の操作に不慣れな店舗に利用店舗登録をしてもらうための方策が適切か

（カ）利用店舗負担

- a 利用店舗が負担する決済手数料の料率やキャッシュレス決済システム利用に伴う費

用が低廉か

b 売上から入金までの日数が短いか

(キ) サポート体制

a コールセンターの体制が適切か

b スマートフォンの利用が不慣れな利用者・利用店舗に対して利用方法をわかりやすく説明するための適切なフォローが実施されるか

(ク) システムの安全性・安定性及び情報セキュリティ管理体制

a システムの安全性・安定性が高いか

b 不正利用の危険性が低いか

c 情報セキュリティ管理体制が適切か

(ケ) 事業効果測定

a 本市が過去に行ってきた同種の事業との比較検証が可能な事業効果等の分析となっているか

イ 業務遂行能力

(ア) 実施体制

a 実施体制に問題はなく、業務の遂行が可能か

ウ 事業実績

(ア) 事業実績

a 類似事業を実施した実績が十分にあり、業務の遂行が可能か

エ 見積額

(ア) 概算予算額以下の見積額となっているか

(イ) 費用対効果の面から適切な見積額となっているか

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年3月19日（木）（予定）に電子メールにより全ての提案者に通知します。非選定の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く）以内に書面により、説明を求めることができます。（電話または口頭による質問には回答いたしません。）

9 委託内容の決定

審査会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

契約にあたっては、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が反映されるとは限りません。最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

10 その他

- (1) 書類作成及び提出等、本件プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された参加申込書や企画提案書等の資料は、返却しません。
- (3) 提出された企画提案書等の資料は、企画提案の審査・選定以外に無断で使用しません。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行い、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は「11 担当部署」と同じです。
- (6) その他、この要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）施行令及びその関係法令、並びに川崎市が制定する関係条例・規則等に準じるものと

します。

(7) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

1 1 担当部署

川崎市経済労働局 観光・地域活力推進部 商業・サービス業振興担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話番号 044-200-2352

FAX番号 044-200-3920

E-mail 28shohinken@city.kawasaki.jp